



賠償應設置要綱(案)

一、二、三、一、一、一、一

賠償実施に關する事務を一元的に處理するため左記要綱により  
總理廳に賠償廳を設置する

記

- 一、總理大臣を總裁とし長官には國務大臣をもつてこれに充てる
- 二、賠償廳は左の事務を掌る
- 1、賠償実施に關する基本的事項の企画立案
- 2、賠償実施に關する連合國との一元的連絡
- 3、賠償予定設備の管理維持及び委任
- 4、賠償予定設備の除外申請及び産業調整
- 5、賠償予定設備の收用並びに收用設備の維持管理又は管理の委任

7.6、賠償撤去作業の實施  
賠償設備の引取に關する経費の經理一般

裏面白紙

裏面白紙

9 賠償廳地方事務局の指揮監督

10 賠償協議会の運営

11 賠償に關する一般的調査

12 その他賠償廳にて所管するを適當と認める事項

三 機構

1. 中央機構

(1) 前項所管事務を処理するため賠償廳は左記關係各廳の部門を吸収することとする

經濟安定本部生産局需給課 (一部)

終端賠償部 (全部)

大藏省管理局財務課 (一部)

大藏省國有財産局賠償業務課 (全部)

商工省賠償実施局 (全部)

運輸省賠償輸送連絡課 (全部)

裏面白紙

海運総局船舶局賠償課（全部）  
文部省科学教育局科学教育課（一部）  
（前記の所管事務を掌理するため中央に調務大臣たる賠償課長の下に次長、同、部長等若干名を置く、右機構は退つてこれを定める。

2、地方機構

- (1) 賠償課長官の必要と認めらるる地に賠償課を地方事務所を設ける
- (2) 地方事務所は中央の指示に基き左の事務を掌る。
  - A、賠償実施に因する地方連合調目意との一元的連絡
  - B、賠償予定設備の管理維持作業の実施
  - C、賠償予定設備の収用並収用設備の維持管理
  - D、賠償撤去契約の締結及びこれが作廢の実施
  - E、賠償実施費に因する経理事務
  - F、賠償実施事務に因する所管部廳縣廳の指揮監督

裏面白紙

- ④、地方及び都府縣賠償協議会の運営
- ⑤、賠償に關する地方的調査
- ⑥、その他賠償地方事務局において所管するを適當と認めらるる事項
- ⑦、前記④の所管事務を處理するため賠償地方事務局は關係各省山元機關の關係部門を吸收する
- ⑧、賠償地方事務局の機構は追つてこれを定める